

## 第7号議案

### 差押債権取立請求事件に係る控訴の提起の専決処分について承認を求める件

差押債権を取り立てるため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第281条の規定により、京都地方裁判所に控訴の提起をすべき状況となったが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成27年8月10日別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成28年2月27日提出

京都地方税機構  
広域連合長 中山 泰

## 別記

### 1 事件名

差押債権取立請求控訴事件

### 2 訴えの内容

滞納処分により差し押さえた債権について、支払いを求める。

### 3 訴えの相手方

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号  
アコム株式会社  
代表者代表取締役 木下盛好

### 4 控訴の提起の日

平成27年8月12日